



若手もアラスタツモ  
ポスト勤ける職場を  
守ろう

…妊娠と判明した時から産後一年まで。  
\*妊産婦とは？

させてはならない。  
労働、時間外労働・休日労働、深夜業を  
おいては週40時間1日8時間を越えた  
使用者は、妊産婦が請求した場合に  
(罰則:6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

### 労基法第66条 妊産婦の労働制限

使用者は、生理日の就業が困難な女性が休暇を請求  
した時は、その者を生理日に就業させてはならない。  
(罰則:30万円以下の罰金)

### 労基法第68条 生理休暇

母性保護について  
労働基準法で定められています

6~7月は

裏面もCheck!

## 母性保護月間



困ったときは、労働組合へご相談を

男性の育児休暇取得推進、ハラスメント防止に  
については全厚労HPをチェック!

全厚労女性委員会

